

令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に使用する

医療費指数反映係数、所得係数及び調整係数の告示について

令和8年2月県議会での当初予算成立後において、令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に使用する医療費指数反映係数、所得係数及び調整係数について、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例」の規定に基づき、以下のとおり定め、告示する予定です。

1 医療費指数反映係数 α

$$\alpha = 0.6$$

2 所得係数 β

内 容	β
一般納付金所得係数 (医療分の所得係数)	1.117549012845
後期高齢者支援金等納付金所得係数	1.1047827161331
介護納付金納付金所得係数	1.0683825723256
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	1.117549012845

3 調整係数 γ

内 容	γ
一般納付金基礎額調整係数 (医療分の調整係数)	1.0498107074830
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999993756
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999980666
子ども・子育て支援納付金納付金 基礎額調整係数	0.9999999930591